令和5年度分

国民の皆様の声・集計報告票（勤労者退職金共済機構）

（件）

国民の皆様の声	1.来訪	2.電話	3.手紙	4.FAX	5.メール	6その他	合計
把握方法別件数	0	40	1	0	1	0	42

（件）

国民の皆様の声 （大分類）		
	制度への意見及び提言	42
	職員等の対応に関するもの	0
	その他	0

主な国民の皆様の声

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	退職金支給額について、納付期間によっては不支給又は掛金総額を下回る額になるが、内容が古くて時代に合っていない。該当期間を短縮するか、または、不支給となる期間を短縮し、掛金総額を下回ることがないように改正すべきである。昔からある制度だから信頼があるというが、時代に合わせて変わっていかなければいずれ廃れると思う。これからも継続運営して加入者に安心して加入してもらえるよう、時代に則した制度に刷新するべきである。 （同様に、掛金納付月数24月未満の場合の退職金額に関する意見が3件あり、計4件）	①、④	制度について説明し、ご意見として承ったことをお伝えしました。
2	共済契約解除や掛金月額変更（減額）の手続きの際の、被共済者同意確認（メール）について、メールアドレスは本人のものか確認が取れず不十分であると共に、とても煩雑である。署名・押印で確認すべきである。 （同様に、共済契約解除、掛金月額変更（減額）の際の被共済者同意確認（メール）方法に関する意見が11件あり、計12件）	①、④	押印廃止の趣旨及び手続きについて説明しました。
3	2025年4月からすべての企業で「65歳以上の雇用確保」が義務化されるのにあたり、社内規程の改訂を検討中である。一定の年齢で退職金を打ち切る事業所が多いと思うが、この場合中退共制度では、解約手当金（一時所得）での支払いになると説明を受けた。これでは、雇用の確保を妨げているのではないか。一定の年齢で掛金納付を打ち切った場合でも、退職金として受け取れるようにしてほしい。 （同様に、継続雇用中に一定の年齢で退職金を受給したい希望に関する問合せが12件あり、計13件）	①、④	現行の中退法では解約手当金となる旨をご説明し、ご意見として共有すること、税法上の取り扱いについては税務署へお問い合わせ頂く必要があることを説明しました。
4	加入手続き漏れがあったため速やかに手続きを行ったが、その後すぐに当該従業員が退職したため、掛金納付月数は12月未満となり退職金不支給となった。加入手続き漏れへの救済措置がなく残念だ。	④	ご意見として承ったことをお伝えしました。
5	企業合併に伴い中退共を脱退するので、退職金として受け取りたい。 （同様に、企業合併に伴い中退共を脱退するので、退職金として受給したい希望に関する問合せが1件あり、計2件）	①	会社法上の合併は包括承継であり、雇用が継続しているため、中退法では解約手当金となる旨を説明しました。
6	掛金納付が困難であるため、納付停止を申し出たところ、契約解除の説明を受けた。経営困難で、現在は掛金を納付できないが、継続の意思はある。解約の場合は一時所得となり、従業員に不利になるのに、掛金納付を一時的に停止できないのはおかしい。 （同様に、経営困難による掛金納付停止に関する問合せが5件あり、計6件）	①、④	現行法では、経営難を理由とする掛金納付停止はできない旨を説明し、ご意見として承ったことをお伝えしました。
7	掛金の振替をネット銀行でもできるようにしてほしい。 （同様に、ネット銀行の振替に関する問合せが1件あり、計2件）	①、④	現行の取扱について説明し、ご意見として承ったことをお伝えしました。
8	退職金請求権は何故放棄できないのか。要らないと意思表示した段階で共済制度に還元すべきだ。	①、④	現行の取扱について説明し、ご意見として承ったことをお伝えしました。
9	社内規程上、中退共制度の加入対象外の者を誤って加入させた。雇用関係があったので取消できず契約解除しかないとのことだが、事務手続き上の誤りなのに正せないのはおかしい。	①、④	現行の取扱について説明し、ご意見として承ったことをお伝えしました。

※ 「対応」欄のうち、「分類」欄の丸数字は、① 事実や制度を説明、 ② 改善策を実施済・実施予定、 ③ 改善策を検討中、
④ 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 ⑤ その他、 に分類。